令和２年度第２回大阪府環境審議会会議録

　　　　　開　催　日　　　令和２年１１月９日

　　　　　開催場所　　　咲洲庁舎　４４階　大会議室

令和２年度第２回大阪府環境審議会

令和２年１１月９日

【司会（定課長補佐）】　　定刻となりましたので、ただいまから令和２年度第２回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

　議事に入りますまでの司会は、環境農林水産部エネルギー政策課の定が務めさせていただきます。

　委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

　それでは、会議に先立ちまして、大阪府環境農林水産部部長の南部より御挨拶申し上げます。

【南部環境農林水産部長】　　環境農林水産部長の南部でございます。

　開会に当たり、一言、御挨拶申し上げたいと思います。

　委員の皆様方には、御多忙のところ、こちらまで御出席を賜り、誠にありがとうございます。加えまして、ウェブで御参加いただきます委員の方、幹事の方、本当にありがとうございます。平素より、環境行政はもとより府政の各般にわたり御支援と御協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げたいと思います。

　さて、本年度は複数の環境計画の改定を予定しておりまして、とりわけコロナ禍にも関わらず、各部会を中心に、計画の内容についてこれまで精力的に御審議いただいておりますこと、この場を借りて改めて御礼申し上げたいと思います。本日は、その答申に向けた御審議をいただき、今後の施策の在り方について御意見、御提案をいただければと考えております。

　次第にありますように、審議事項が４件、報告事項が４件ございます。どれも当部の目標でございます「豊かな環境と安全安心な食を育む持続可能な社会」の実現につながるものであると認識しておりますので極めて重要な内容でございます。限られた時間ではございますけれども、各委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、本日はよろしくお願い申し上げます。

【司会（定課長補佐）】　　本日は、複数の委員におかれましてはオンラインにて御出席いただいております。

　次に、資料の確認をさせていただきます。会場に御出席の委員の方にはお手元に、オンライン出席の委員の皆様方には事前にお送りいたしましたメールで配席表をお配りしています。配席表については裏面にウェブでの御出席の委員の方の名簿をつけております。それから、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例をお配りしてございます。オンラインで御出席の方には、今朝８時２８分頃に配席表の修正がございまして、それだけ修正したものをメールで送らせていただいております。そのほかの資料につきましては事前にお送りさせていただいております。資料一覧は議事次第の裏面にございます。不足などがございましたら事務局にお申し出いただければと思います。

　本日御出席の委員及び幹事の皆様方については、お配りしております配席表及び裏面のウェブ出席者名簿のとおりでございます。こちらで御確認いただければと思います。会場とオンラインを含めまして、委員定数４３名のうち３６名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第５条第２項の規定によりまして本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

　本日はオンライン会議システムを併用してございますので、御発言の際には、聞き取りやすいよう、最初にお名前をおっしゃっていただいて、はっきり御発言いただきますよう御配慮いただければ幸いでございます。

　会場に御出席の方については、御発言の際、マイクは顔の下ではなく顔に向けて、できれば水平に近い形でお持ちいただいて、顔の前にマイクの先が来るように持ってお話しいただければ幸いでございます。オンラインで御出席の方については、通常はマイクとカメラをオフにしていただきまして、御発言のある際にカメラとマイクをオンにして、会長から指名がありましたら御意見、御発言いただければと思います。

　また、感染症予防対策といたしまして、会場に御出席の皆様におかれましてはマスクの着用、手指消毒に御配慮をお願いしてございます。御協力、ありがとうございます。

　それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。これ以降の議事につきましては辰巳砂会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【辰巳砂会長】　　会長の辰巳砂でございます。

　それでは、議事を進めさせていただきます。

　委員の皆様におかれましては、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の議題は、審議事項と報告事項がそれぞれ４件ございます。

　初めに、審議事項１の環境総合計画の策定に当たっての基本的事項の答申について御審議いただきます。

　本審議事項については、昨年６月に諮問を受け、今年の３月に環境総合計画部会において報告を取りまとめていただきました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、前回の審議会を書面開催した際に部会報告については既に御報告させていただいたとおり、本日は、改めて答申に向けた審議を行うことといたします。既に御報告は前回の審議会にて行っており、委員の皆様からは御意見もいただいておりますが、本日は、いま一度、その概要について事務局から説明をお願いいたします。

【小林環境農林水産部副理事】　　環境農林水産部副理事の小林でございます。部会報告について事務局から説明させていただきます。失礼ですが、以後の説明等は座ったままさせていただきます。よろしくお願いします。

　それでは、資料１－１から１－４までで、資料１－１と１－２は部会報告本体でございます。本日は資料１－３で概要について御説明させていただきます。

　資料の左側を御覧ください。

　まず、世界及び大阪を取り巻く状況というところでございますが、１点目に認識すべき点として、環境と社会、経済は相互に密接に関連していることです。環境の状況として、資源、エネルギーの消費増大などにより気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の環境問題が深刻化している一方で、社会・経済面では人口増加、新興国の経済成長、これに伴うインフラ整備が増大するなどの問題が起きています。

　資料に例というところがありますが、ここに示しておりますように、資源、エネルギーの消費増大は、世界的には新興国の経済成長に伴うインフラ整備の増大というところに起因しているところがございます。また、気候変動は自然災害の増加、被害の甚大化により住居の喪失であるとか経済の停滞を招くなど、社会、経済にも大きな影響を及ぼしています。このように、環境と社会、経済が相互に密接に関連していることを指摘しております。

　２点目の認識として、大阪と世界の相互依存、相互影響が高まっているというところでございます。大阪を含め、我が国は資源の輸入依存度が高く、資源の供給源の社会的な安定が必要不可欠です。また、大阪はその経済力と、今度、２０２５年の万博開催地であることから、世界からも注目されており、与える影響は小さくないとしています。

　これらの認識を共有した上で、資料の右側に、次期環境総合計画の基本的事項についてというところでまとめていただいております。

　計画の期間は２０２１年度から２０３０年度までの１０年間としております。また、分野横断的かつ環境、社会、経済の統合的向上に資する目指すべき将来像と施策の基本的な方向性を提示することとしていまして、この環境総合計画の基本的な方向性や大阪の特性を踏まえて、具体的な目標や施策については個別の分野の計画、制度において設定することとしております。

　目指すべき将来像のところでございますが、２０５０年に「大阪から世界へ、現在から未来へ、府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」としておりまして、２０３０年はＳＤＧｓの目標年であること、また、２０５０年の将来像に向けた足がかりを確実にすることを念頭に「いのち輝くＳＤＧｓ先進都市・大阪―環境施策を通じて―」という社会像を設定しています。

　施策の基本的な方向性につきましては、環境、社会、経済の統合的な向上に資する施策を展開すること、また、中長期的かつ世界的な視野を持つことが重要としています。

　次に、環境、社会、経済の統合的向上を進めるために、環境施策において必要となる、外部性の内部化、環境効率性の向上、環境リスクと移行リスクへの対応、自然資本の強化の４つの観点と、それぞれ具体的な取組の例示をいただいております。この４つの観点に基づき、各種計画や施策を講じていくことにより、環境、社会、経済の統合的向上に寄与し、健全で豊かな環境、公正・包摂・強靭な社会、持続的な経済成長につながるものと整理をしていただいております。

　部会報告の概要は以上です。

　次に、資料１－４を御覧ください。

　こちらは、前回６月の審議会にて書面で御報告した際に、委員の皆様から御意見をいただいたものでございます。

　高田委員からは、２０５０年大阪・関西万博の成果を一過性で終わらせることなく、目指すべき将来像への通過点として成果を生かしていくようにとの御意見を、中嶋委員からは、環境総合計画の策定に当たっては、持続可能であり、強靭さ、レジリエンスの観点を含めて検討していく旨、御意見をいただいています。また、三田村委員からは、報告の中の持続可能な社会の「欠片」の表現について、この「欠片」という言葉が「ばらばらで小さな結果」という意味になることから、持続可能な社会の「取組」としてはどうかという御提案をいただいております。また、矢野委員からはＳＤＧｓの重要性に関する御意見をいただいております。いただいた意見のうち、今後の取組の在り方に関する意見については環境総合計画の策定の中で反映してまいりたいと考えております。

　簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　それでは、部会報告の内容につきまして御意見、御質問ございませんか。

　特にございませんか。

　近藤部会長から何か補足するようなことはございますか。

【近藤委員】　　特にございません。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　オンラインも特に御意見ないようです。

　そうしましたら、資料１－４の御意見がございましたけれども、どれも重要な御指摘だと思いますけれども、そのうち、三田村委員からの御指摘については部会報告の趣旨に特段影響なく、修正したほうがより適切と思われますので、先ほど御説明がありました「欠片」というのは「取組」と、答申作成に際しては反映したいと思います。

　特に御意見がございませんので、部会報告については、議論はここまでといたしまして、この方向で答申とさせていただいてはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

（出席者賛同）

　それでは、続きまして、今の御報告に加えて、３月に部会報告を取りまとめていただいた後、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行が起きたことを受けて、資料１－５のとおり、当時の部会長であった石井部会長から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の環境施策の在り方の検討についての意見をいただいております。これにつきましては、事務局に対して、部会長意見を踏まえた対応の検討を私からお願いしておりました。その内容や今後の対応の考え方について事務局から御説明をお願いいたします。

【小林環境農林水産部副理事】　　それでは、資料の１－５と１－６について御説明させていただきます。

　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、これを契機とした社会変革とその影響について多面的な観点から整理を行い、今後の環境施策の在り方について検討するよう、１－５で、前部会長からの御意見ということでいただいております。この御意見を踏まえた対応について事務局で検討するよう会長から御指示いただきましたので、今後の大阪府における環境施策の推進について、現時点での考え方をまとめましたので、御説明させていただきます。

　資料１－６を御覧ください。

　現状ではまだポストコロナ社会としての社会経済活動が定着するという時期に至っているとは言えませんが、既に社会経済活動の変化として、テレワークやウェブ会議といった働き方やネット取引の増加など生活面での様々な変化が起きてきております。これらの変化は、環境によい影響を与える場合もあれば、好ましくない影響を及ぼす場合もあるため、今後、適宜、それらに対する改善対策を講じて、より環境に配慮した生活様式を定着させていく必要があります。

　また、個人、組織、社会の関係性に様々な変化が生じているということもございまして、この機に、より強靭で持続的な社会経済活動の姿への変革と、中長期的かつ世界的な視野を持って今後の社会のありようを考える視点がより求められていくと考えられます。

　別添の参考資料を御覧ください。右上に参考と書いておりますが、現時点での社会経済活動の変化の事例を、一部、御紹介いたします。

　コロナ危機からの経済回復、成長に関しまして、世界的にグリーンリカバリーという考え方が高まっております。

　グリーンリカバリーは、経済や社会の回復において気候変動対応と環境の側面を優先させて取り組んでいくという考え方でございますが、上のグラフの例に示しておりますように、この調査では世界的にも６５％の方が支持をすると回答しておりまして、グリーンリカバリーを支持する考え方が多数を占めています。

　その下でございますが、投資の例につきましても環境への対応を判断基準に含めて行うＥＳＧ投資が広がりを見せてきておりまして、グラフのようにＥＳＧ投資はコロナ禍後も堅調に伸びています。

　一番下は少し極端な例ですが、フランス政府がエールフランスへの融資に対してＣＯ２排出量の削減を要求するなど、融資に際して環境対応を求めるという動きもあります。

　裏面を御覧ください。こちらは、社会の変化として分散型社会やネットワーク社会への移行に関しての一例でございます。

　初めのグラフはテレワークの例です。就業者に対する内閣府の調査の結果ですが、テレワークを利用したいとする方の割合が約４割を占めています。

　真ん中は、地方移住、オフィスの分散化への意識の高まりということで、特に若い世代で地方移住への関心が高まっていることに加えて、オフィスの分散化への関心の高まりも確認されます。

　最後はオンライン授業の例です。昨今の大学生や大学院生の９５％がオンライン授業を経験しておりまして、ネットワーク社会の進展をうかがわせる１つの動きと考えられます。

　それでは、資料１－６に戻っていただきまして、資料中ほど、ポストコロナを見据えた対応の考え方につきまして御説明させていただきます。

　まず、グリーンリカバリーの考え方を踏まえまして、経済復興と環境・社会との両立はもとより、より持続可能で、災害や感染症などに対してもより強靭な社会経済モデルへの移行を進めてまいります。一例ですが、今年度、大阪府では、府の休業要請等に応じた中小企業者に対しまして、換気と省エネを同時に促進できる高機能換気設備の導入支援を行いました。経済回復において、気候変動対策と感染症対策にも寄与する施策を進めてまいります。

　次に、府域での２０５０年のＣＯ２排出量実質ゼロや、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現を見通しつつ、ＥＳＧ投資の加速など、意識、行動の変化や分散・ネットワーク型社会への変化も踏まえまして、脱炭素化と循環経済への移行に向けた環境、社会、経済の諸課題の同時解決と統合的向上を図る取組を推進してまいります。分散型社会に対応した再生可能エネルギー、蓄電池等の普及や、海洋プラスチック問題の解決につながる使い捨てプラスチックの代替手法の促進などを図ってまいります。

　また、２０５０年大阪・関西万博はＳＤＧｓの達成に貢献する未来社会の実験場とされておりまして、ＳＤＧｓの目標年、２０３０年及びその先を見据えて環境関連技術のイノベーションを加速させてまいります。そのため、今後必要となる技術の普及に向けたロードマップの検討、社会実装の促進などを進めていきたいと考えています。

　以上のような考え方を基にしまして、次期環境総合計画及びその他の環境関連計画等に盛り込み、反映するようにしっかりと検討してまいります。

　説明は以上でございます。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

【花田委員】　　花田でございます。１つよろしいでしょうか。

【辰巳砂会長】　　お願いします。

【花田委員】　　花田でございます。御説明ありがとうございました。

　１つ、ポストコロナを見据えた対応の考え方のところで、これからデジタルトランスフォーメーションということで、このコロナを契機に、一気に社会が変わっていくのではないかと考えられると思います。その辺りを関西万博でどうされるか分かりませんけれども、そういった、これから大きく社会が変わっていく節目にあるというあたりを、このポストコロナを見据えた対応の考え方の３つ目に盛り込んでいただけるといいかなというのが感想でございます。

　以上でございます。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　今、花田委員からの御意見で、先ほどのポストコロナを見据えた対応の考え方の３番目にこれからのところを盛り込んでいくという御意見でございますけれども、それに対して何か御意見はございますか。あるいは御質問はございますか。

私も盛り込んではいかがかと思いますが、何か御異論はございますか。

　ありがとうございます。では、この件は預からせていただいて、私が事務局と相談して加筆させていただくという形にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【花田委員】　　会長、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　ほかに何か御意見はございませんか。

（出席者意見なし）

　大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

　それでは、さらに御意見がないようでしたら、答申の構成につきまして、私から御提案させていただきたいと思います。

　答申につきましては、部会報告の資料に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた環境施策の在り方の検討に関する前部会長意見の内容を併せた形で本審議会の答申としてはどうかと私は考えておりますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

（出席者賛同）　特に御意見はないようですので、ありがとうございます。

　それでは、部会の報告と前部会長意見を併せて答申とすることとしまして、内容につきましては、先ほどいただきました御意見等を踏まえて、私のほうで加筆、修正させていただいた上で環境審議会の答申とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（出席者賛同）

　ありがとうございます。

　それでは、本報告書を基にして、適宜、修正した後に審議会の答申とすることとさせていただきます。事務局におきましては、本答申と、先ほど御説明いただいたポストコロナを見据えた対応の考え方を踏まえて、環境総合計画について検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

　それでは、続きまして、審議事項２番の、大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画の在り方の答申につきまして御審議いただきます。本案は、水質部会において御審議いただいたものです。

　では、岸本部会長から御説明をお願いいたします。

【岸本委員】　　水質部会長の岸本でございます。ただいまから報告をさせていただきたいと思います。

　まず、資料の２－１を御覧ください。こちらに書いてございますように、本地域計画の在り方についての審議につきましては、昨年の１２月２３日に知事から諮問がございまして、そこに書いてございますように計４回の部会を開催いたしまして、最終的に本年１０月１４日の部会にて部会案を取りまとめたところでございます。

　部会報告の本体は資料２－２でございますけれども、大部でございますので、資料２－３、Ａ３横書きのものでございますが、概要に従って報告をさせていただきたいと思います。

　まず、１つ目の審議経過につきましては先ほど説明させていただいたとおりでございます。

　続きまして、２つ目の地域計画改定の背景でございますけれども、まず１つ目として、海岸漂着物処理推進法の改正・基本的方針の改定というものがございました。その結果としまして、新たに漂流ごみ、海底ごみを対象に追加するとともに、海岸漂着物の多くを占めるプラスチックごみの発生抑制とかマイクロプラスチック対策というものが位置づけられました。また、令和元年５月に基本的方針が改定されまして、流域圏で関係主体が一体となった対策の実施、それから、発生抑制のための３Ｒの推進やマイクロプラスチックの実態把握の推進、さらに、国際連携の確保等が追加されました。

　２つ目としまして、国際的背景でございますけれども、海洋プラスチックごみについては国際的な問題意識が、近年、非常に高まっているということは、皆様、御承知のとおりかと思います。また、昨年のＧ２０大阪サミットにおきましては、２０５０年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンというものが共有されたところでございます。

　３つ目でございますけども、大阪府における動きとしましては、大阪市と共同でおおさかプラスチックごみゼロ宣言を行うとともに、府内の市町村や事業者等に賛同を呼びかけているところでございます。

　こうした背景を踏まえまして、大阪府における今後の海岸漂着物等対策推進地域計画の在り方について審議を進めてまいりました。

　基本的方向性でございますけれども、まず、海岸漂着物対策を進める上で、基本的方向性については大きく３つの考え方を示しました。

　１つ目が「豊かな大阪湾の実現に向け、プラスチックごみの削減に重点的に取り組むことを通じて海岸漂着物全体の削減を目指すべき」ということでございます。これまで大阪府では、大阪湾の環境保全に当たり、目指す姿として豊かな大阪湾を掲げて施策を推進してまいりました。そこで、プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物対策もこの目指す姿を実現するための１つの大きな課題と位置づけることが望ましいとしました。その上で、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの目指すべき方向性と整合を図るべきであるといたしました。

　２つ目でございますが、３Ｒの取組と切れ目のない対策を、既存の知見に基づく対策と実態把握結果を踏まえた対策の２段階で展開すべきであるということでございます。ごみが海域に流出した後で回収するには多くの手間や費用がかかることから、陸域において、できる限り早い段階で散乱ごみの発生抑制や回収を行うことが効果的、効率的であると考えます。そこで、陸域における対策に重点を置き、当面は既存の知見に基づいて発生抑制を行いつつ、陸域の散乱ごみの実態把握を進めまして、次のフェーズとして、その成果を踏まえて、きめ細かい対策や的を絞った制度を検討することが適当であるとしました。

　なお、海洋プラスチックごみ問題はほかの社会課題とも密接に関わる問題であり、おのずとライフスタイルや産業の大きな転換が必要であることから、ほかの社会課題との同時解決や新たな産業を生み出すといった前向きな視点を持つべきであるとしています。

　３つ目ですが、市町村や各管理者等との協力体制を構築すべきであるということです。まち美化を所管する市町村は生活系ごみの環境中への流出・飛散防止に重要な役割を担っています。また、港湾や河川、道路等の管理者が実施しているごみに関する取組につきましては副次的に海岸漂着物対策に寄与していると考えています。これら市町村、各管理者との連携を深めて協力体制を構築することがより重要であるとしました。

　次に、４番の重点区域、目標設定を御覧ください。

　重点区域は地域計画を策定するに当たって重点的に取り組むべき地域を示すものでありまして、現行計画では海岸線全延長としているところでございます。計画を改定し、プラスチックごみ対策を盛り込むに当たりましては、大阪湾における海洋プラスチックごみの８割が陸域由来であることから新たに陸域にも設定することとし、全ての府民が取り組む必要があることから府域全域を設定することといたしました。具体的な対策に当たりましては、発生抑制対策を強化するため、河川流域を念頭に市町村や企業、地元住民とともにモデル的に取り組むエリアを設定し、得られた成果を府域に展開することが適当であるとしました。

　計画期間につきましては、ＳＤＧｓの目標年であります２０３０年度までの１０年間とするとともに、大阪・関西万博の開催年である２０２５年に中間見直しを行うことが適当であるとしました。

　目標設定につきましては、２０５０年を想定した目指すべき将来像を、豊かな大阪湾の実現のため、プラスチックを含め、人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾を目指すこととしまして、目標は２０３０年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減することといたしました。進捗把握には、港湾管理者等が回収しているごみの量など既存のデータを活用し、効率的に行うことが適当であるとしました。

　次に、５番の実施すべき施策を御覧ください。

　今後、地域計画において実施すべき施策を６つに分類して整理しております。

　まず１つ目でございますが、海岸漂着物等の効果的な発生抑制におきましては３Ｒの取組を徹底することがまず重要であるとし、それでもこぼれてしまうものにつきましては、まち美化を所管する市町村や事業者と連携して流出防止を図ることといたしました。また、散乱ごみの住民参加の回収活動促進やプラスチック代替技術の普及促進等も含めまして、それぞれの段階において取組を実施すべきとしました。

　なお、発生抑制に当たりましては、実態把握を進めた上で、必要に応じてリデュースや飛散・流出防止のために誘導的・規制的な手法による施策も検討することといたしました。

　２つ目ですが、海岸漂着物等の円滑な回収、処理につきましては、これまでも港湾管理者や漁業関係者が中心となって漂流ごみ等の回収に取り組んでいただいておりまして、これらの取組を維持することが適当であるとしました。

　３つ目の、海洋プラスチックごみ、マイクロプラスチックの実態把握につきましては、現状の実態を把握できるだけのデータが不足していることから、民間調査等も活用いたしまして、陸域におけるごみの発生要因や飛散・流出プロセスの把握に努めることが必要であるとしました。

　４つ目の、海洋プラスチックごみ問題の啓発につきましては、従来の大阪湾の環境保全の取組やほかの社会課題と連携し、陸域から海洋プラスチックごみに至るプロセスの府民理解の促進やライフスタイルの転換を図ることが必要であるとしました。

　５つ目の効果的な推進体制につきましては、プラスチックごみゼロ宣言等の呼びかけ、河川や道路等の管理者と市町村の連携促進、既存の大阪湾や各河川流域圏の協議会などの行政間連携を活用することが適当であるとしました。

　６つ目の国際連携につきましては、これまでのノウハウ、ネットワークを生かした府内企業の海外展開支援や府の環境行政ノウハウの海外行政機関への提供などを挙げました。

　最後に、６番のその他を御覧ください。

　大阪府は大阪市とともに、本年７月に内閣府からＳＤＧｓ未来都市の選定を受けたところであります。取組の柱としているプラスチック対策の推進等について、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画が策定されることになるため、両計画において目標、施策の共通化を図るべきであるとしました。

　説明は以上でございます。

【辰巳砂会長】　　どうも御説明、ありがとうございました。

　それでは、ただいまの御説明に対しまして御意見、御質問、よろしくお願いいたします。

　御質問、御意見ございませんか。どうぞ。

【大屋委員】　　大屋といいます。稚拙な質問で申し訳ないですが、私たち、大阪府全体で女性会を広げており、その女性たちがごみ清掃のことについてすごく興味を持っています。以前、亀が泣いている絵のポスターを頂きまして、それを見て、やっぱり私たちも清掃に協力しないといけないという話をしていました。資料２－２で、大阪府でいろいろなごみの種類や量などの統計を取っているということを見て、はっと思ったことが、ただ単に私たちがその地域の河川とか海沿いのところに行って清掃してはいけないのかということです。清掃活動するに当たって、どこに連絡や許可を取ったらいいのか教えていただきたいです。また、そのときに回収したごみの種類や量などの結果を報告しないといけないでしょうか。教えていただきたいと思います。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。これはすごく前向きな活動をしていただいているときのお悩みといいますか、どこに言えばいいかという話と、そのときの結果の報告等について、これは部会長からでもよろしいでしょうか。

【岸本委員】　　許可などについては事務局から説明いただきたいと思いますが、実際に市民活動でそういった清掃活動をされたときに、そこにどういうごみがあったかという情報を併せていただけると、それがこの計画の推進に当たって非常に有効なデータとして活用できるということで、国際的な調査シートのようなひな形が出来ておりまして、そういった共通的なシートとかをできるだけ広範に利用していただくようにお勧めしたいと思います。もちろん強制するものでなく、市民の自発的活動に対して「こうしなさい」とは言えないので、あくまでも「こういうふうなのを使われたらどうですか」という形で提案をさせていただくという形で、可能な限り、データの共通化を図って、市民活動の結果も府のこの施策の中にきちんと取り込んでいこうと考えています。

　規制や許可につきましては事務局からよろしくお願いいたします。

【奥田環境保全課長】　　環境保全課長の奥田と申します。

　河川敷の清掃等につきましても、一義的には市町村に相談していただければいいかと思うのですが、河川については一級河川、二級河川、それぞれ河川管理者が違っており、大阪であれば、近畿地方整備局や大阪府の河川室などが管理しているということもありますので、まず、市町村に御相談いただくというのが先決かと思います。

　それから、調査していただいたデータにつきましても、今回、部会の中でも議論されましたけれども、できるだけ分類を、種類ですとかそういうものを統一した調査シートを活用していくというようなこともありましたので、それをフィードバックしていただければ今後のデータの蓄積になり、対策にも結びつくかなと考えますので、どうぞ御協力のほう、よろしくお願いいたします。

　以上です。

【大屋委員】　　ありがとうございました。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。非常に建設的な御意見で、今後も御協力、よろしくお願いいたします。

　ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

【栗本委員】　　大阪府森林組合の栗本といいますが、発言してよろしいでしょうか。

【辰巳砂会長】　　お願いいたします。

【栗本委員】　　本文の３２ページの１６から１８行に「台風等の災害時をはじめとして雨天の際には流木等の自然由来の海岸漂着物も多く見られ、これらについても土地所有者や管理者の適正な管理が必要である」と書いてあります。台風などによりましたら、山が崩れて流木が発生するというのは、これは全国で見られる現象ですが、そのときも土地の所有者は適正な管理をしなければならないのでしょうか。この表現に私は納得がいかないです。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　ただいま、森林組合の栗本様からでございます。資料２－２の本文の３２ページの１６行目から１８行目のところにございます、そこの１文ですけれども、最後のところ、土地所有者や管理者の適正な管理が必要であるというところについての御質問ですけれども、部会長からお願いできますでしょうか。

【岸本委員】　　資料の該当箇所を探すところで手間取って、半分、質問が聞き取れなかったので、少し的外れな説明をさせていただくかもしれませんが、ここには、あくまでも土地所有者とか管理者というのは法的に管理義務があるということを原則的に書いているものであって、台風などの災害で発生したごみなどに対する管理が難しいことは、当然分かっています。そのような事態については、この計画の中でも各市町村とかと管理者等との連携を取っていくことになると思います。

【辰巳砂会長】　　土地所有者や管理者の適正な管理が必要であるとは書いてありますが、それはそういうように決められているということで書いてあるだけでございますので、必ずしも緊急のときに何かをしなさいという、そういう趣旨で書いてあるわけではないということですが。

　事務局から何か、この点、ございますか。

【奥田環境保全課長】　　環境保全課の奥田と申します。

　河川等を通じて流木等が海洋に流れるということで、大阪府ですと大阪府の港湾局の管理している港湾地域に流れていったり、あるいは、また戻ってきて漁港に流れていくというものについては、一義的にはここに書いてあるような管理者の管理ということになるのですが、こういった災害廃棄物という定義をなされたものにつきましては、市町村が環境省の補助金等を使って処理もできますので、これについてもその市町村と十分相談いただいて、災害廃棄物として処理するということも可能になりますので、両者でやっていただければと考えております。よろしくお願いします。

【辰巳砂会長】　　ということで、何かを必ずせよと、そういう意図ではないという見解でございますけれども、栗本様、いかがでしょうか。

【栗本委員】　　そういうことでしたらそういう表現に、読み取れるような文章にしていただきたいと思います。

【辰巳砂会長】　　分かりました。少し誤解があるかもしれないということですので、その辺り、検討してはいかがかなと思います。

【栗本委員】　　どうぞよろしくお願いいたします。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございました。検討させていただきます。

　ほかに何か御質問、御意見ございますか。どうぞ、西村委員。

【西村委員】　　西村です。

　先ほどのお話に重複するかと思うのですが、私は堺市に住んでおりまして、一級河川の大和川があります。災害や雨によって、堺市にもごみが流れ着きます。例としまして平成３０年の台風２１号によって、大和川からのごみが堺市にたくさん流れ着きまして、見に行かせてもらったところ、ほとんどが流木や材木だったのですが、その流れ着いた、元というのは、奈良のものが多いのかと私なりに思いました。河川は山から流れるので、奈良との連携がどうなっているのかすごく気になっていたところです。ごみには名前が書いてないのですが、感触的に奈良産のものがすごく多いのではないかというのは実感として思っています。その辺、教えていただければと思います。

【岸本委員】　　大和川での連携はどうかという個別具体のところまで、把握はできておりませんけれども、結局、流域、例えば琵琶湖淀川水系とかその辺りは上下流の行政機関の間の流域連携、協議会というものが設定されていまして、そういった枠組みを使って、基本的には施策のすり合わせを進めているというのが現状でございます。今回の計画の中でも、実施すべき施策の中の⑤効果的な推進体制の中で、大阪湾や流域圏の行政間連携というのが入っているのも、実は今もそういう枠組みはあり、必ずしも環境問題だけに特化した協議体ではないですが、その中に、こういった海岸漂着物等の対策につきましても主体的に取り組んでいただくように議題として上げていこうということを考えているということでございます。

【西村委員】　　難しいことだと思うのですが、一度、どこから出てきたごみかというのを調査するのはどうなのかなと思いました。

【岸本委員】　　事務局のほうはいかがでしょうか。

【辰巳砂会長】　　では、事務局から一言お願いします。

【奥田環境保全課長】　　環境保全課でございます。

　今回の資料の３７ページの表－７のところに大阪湾・流域圏における国・他自治体との連携の協議会について挙げておりますけども、３７ページの一番下のところに、大和川につきましても大和川水環境協議会がありまして、この協議会には国土交通省、奈良県、大阪府の流域に存在する地方公共団体、２０市１４町２村が入っておりまして、ここで、流域の上流側、例えば奈良県等から来るプラスチックの量等についても、今後も連携して把握していきたいと考えております。

　それから、３８ページの表の一番下、関西広域連合のプラスチック対策検討会というのが開催されておりまして、これにつきましても、奈良県も含め２府６県３市で構成されていまして、プラスチック問題について関西広域で取組を進めていくということで本年４月に設置されています。個別にも大阪府と奈良県は今回のこの計画をつくる過程においても情報交換をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。そういうことで、広域につきましてもさらに連携を深めていくということで、こういう記載もされておりますので。西村委員、よろしいでしょうか。

【西村委員】　　はい。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　それでは、いろいろ建設的な御意見をいただきましたけれども、特にそのほか、御意見はございませんか。

（出席者意見なし）

　ありがとうございます。

　それでは、本日は各委員から貴重な御意見をいただきました。いただいた御意見につきましては、岸本部会長や事務局と御相談させていただきまして、私のほうで加筆、修正させていただいた上で環境審議会の答申とさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（出席者賛同）

　ありがとうございます。

　それでは、本案修正後、審議会の答申とすることとさせていただきます。

　では、続きまして、審議事項３番の、今後の地球温暖化対策の在り方の答申案につきまして御審議いただきます。本案は温暖化対策部会において御審議いただいたものです。

　それでは、下田部会長から御説明をお願いいたします。なお、説明に当たりましては、答申の議論については報告事項３番の大阪府地球温暖化対策実行計画の進捗状況についても併せて御説明するほうが分かりやすいと部会長から伺っておりますので、併せて御説明をお願いいたします。

【下田委員】　　部会長の下田でございます。

　資料３－１にございますように、昨年の１２月２３日に諮問をいただきまして、今年の１月２５日、６月２９日、８月３日、９月１５日と４回の部会で審議を行ってございます。

　この審議の結果について御説明させていただきます前に、先ほど辰巳砂会長からもいただきましたように、現況の温暖化対策実行計画がどうなっているかということで、報告事項３番の資料４、大阪府地球温暖化対策実行計画の進捗状況についてというところから御説明させていただきたいと思います。

　資料４の一番上のところ、１０月２８日に温暖化対策部会でこの進捗状況の審議をいたしました。部会としての評価案といたしましては、その下にございますように、「温室効果ガス排出量は実行計画の基準年度や前年度と比べ増加しており、今後の傾向を注視する必要がある。府の施策や事業をより分かりやすく効果的に発信して、家庭部門及び業務部門を中心に省エネ・省ＣＯ２の取組につなげること、また、適応に関する取組を今後も充実することが重要である」という形にさせていただいております。

　各項目に沿いまして簡単に説明させていただきます。

　まず、左上のところ、（１）温室効果ガス排出量の推移でございます。これは国等の統計データを用いて算出したものでございますが、２０１７年度の大阪府域の温室効果ガスの排出量は５,３３２万トンで、前年度と比較して５.３％の減少となってございます。温室効果ガスの排出量は２０１１年３月の東日本大震災以降、火力発電の割合が増加したことによりまして、２０１３年度まで増加しておりましたけれども、２０１４年度以降は電気の排出係数の低下等によりおおむね減少傾向にあるということで、電力会社の状況にかなり影響を受けた形になってございます。

　左下の（２）実行計画の進行管理を御覧ください。現行の実行計画では２０２０年度までに温室効果ガス排出量を２００５年度比で７％削減という目標を設定してございます。先ほど御説明いたしました（１）の温室効果ガス排出量と異なりまして、先ほど申し上げた大きな影響を与えている電力会社の状況の影響を排除して府内の対策による削減効果のみを評価するという目的で、電気の排出係数を２０１２年の値に固定して算出した値で評価をしてございます。

　この表に示してございますように、２０１７年度の温室効果ガス排出量は５,７８１万トンとなっておりまして、２００５年度の５,６０７万トンと比較して３.１％の増加となってございます。前年度に比べますと０.５％の増加ということで、２０２０年７％減という目標に比べるとかなり悪い状況になってございます。

　特に家庭部門において前年度からの増加率が大きいわけですけれども、その主な要因としては、平年に比べて冬が低温であったということで暖房の使用が増加したということが考えられております。右側に図がございますけれども、エネルギー消費量で見ますと、２００５年度と比べて１４.７％の減少となってございます。

　次に、右上、（３）対策指標という欄を御覧ください。実行計画では、目標として掲げている温室効果ガス排出量の削減率のほかに家庭や業務など部門ごとの取組状況を把握するためにこのような対策指標というのを設けております。各部門の進捗状況を表に示しておりますが、家庭と業務は、下の括弧でくくった数字を見ていただきたいのですが、２０１２年度の値と２０２０年度の値を見ていただいて２０１７年の値を見ていただきますと、２０２０年の目標に対してまだ届いていない、到達がかなり難しいという状況でございまして、この２部門は一層の取組促進が必要と考えておりますけれども、そのほかの産業、運輸等の部門は順調に進行しているという状況にございます。

　最後に、（４）実行計画に基づく取組の状況を御覧ください。表は２０１９年度の主な取組であります。廃棄物部門に記載されておりますプラスチック対策という新たな取組のほか、緩和策、適応策それぞれにおいて様々な取組が実施されてございます。

　ここまでは現行の地球温暖化対策実行計画の進捗状況を御説明させていただきました。

　本題でございます今後の地球温暖化対策の在り方についてということで、温暖化対策部会の審議結果を御報告させていただきます。部会報告は資料３－２でございます。表紙をおめくりいただきますと目次がございまして、第Ⅰ章が世界と我が国における地球温暖化の現状と動向について、第Ⅱ章が大阪府域における地球温暖化の現状と対策について、第Ⅲ章が大阪府における今後の地球温暖化対策について、第Ⅳ章が計画の目標設定及び対策の推進体制についてということになってございまして、全体で５０ページ程度の資料になってございますので、これも、まとめました資料３－３で説明させていただきたいと思います。

　まず、左上の第Ⅰ章のところを見てください。世界と我が国における地球温暖化の現状と動向についてですが、地球温暖化の現状では、人間活動が約１℃の地球温暖化をもたらし、今世紀末には最大で４.８℃上昇するという予測。それから、それに伴って海面上昇や高潮被害、洪水被害などがリスクとして挙げられてございます。

　その次の２番、地球温暖化対策の動向としては、２０１５年１２月のパリ協定の採択、平均気温の上昇を２℃高い水準を十分下回る１.５℃に抑える努力を追求するということ。それから、ＳＤＧｓを掲げた持続可能な開発のための２０３０年アジェンダが採択されたということを記載してございます。

　続きまして、国内の動向といたしまして、このパリ協定を受けての２０１６年５月の地球温暖化対策計画の閣議決定、それから、最終到達点として脱炭素社会というのを掲げたパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定等について記載しております。また、本年６月に環境大臣が気候危機を宣言したということまで記載しております。

　それから、左下、第Ⅱ章、大阪府域における地球温暖化の現状と対策。こちらでは、まず、大阪府域における地球温暖化の現状。大阪の年平均気温は２０世紀の１００年間で約２℃上昇ということで、これは地球温暖化に加えてヒートアイランドの影響があるわけでございますけれども、その中で熱中症リスクの増大、局地的豪雨、大規模台風による被害の甚大化など、気候危機と認識すべき状況であるということを記載しております。

　その下の現行計画に基づく対策状況につきましては先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

　右上に参りまして、第Ⅲ章、大阪府における今後の地球温暖化対策についてを御覧ください。こちらが今回の部会報告で主要なポイントとなる部分でございます。

　まず、１の対策の推進に当たっての基本的な考え方ということで、ここでは２０５０年の目指すべき将来像として「２０５０年二酸化炭素排出量実質ゼロへ～大阪から世界へ、現在から未来へ、府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会～」ということにしてございまして、昨今、国が表明した目標と同じになってございます。

　それから、二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けたアプローチとしましては、右側に概念図を示しておりますが、上下方向の省エネルギー・省資源を進めるということと、水平方向、再生可能エネルギー等を利用し、エネルギー・資源使用量当たりの温室効果ガスの排出量を下げていくことを同時に推進するということを示してございます。さらに、２０５０年に実質ゼロというところにつきましては、その２つの取組を一層推進するとともに、工場や発電所等で発生するＣＯ２を回収して有効利用するというＣＣＳあるいはＣＣＵと言われている技術導入を考えてございます。

　また、２０３０年以降は、そのような取組に加えまして、国と連携いたしまして高効率な太陽光発電など脱炭素社会に向けた技術革新、イノベーションによって削減を加速するということが大事になってございます。

　２番の、２０３０年に向けた対策の方向性につきましては対策の基本的な考え方と取組項目を示しております。２０５０年の将来像を見通しつつ、万博のインパクトも生かしまして、ＳＤＧｓ実現に向けて温暖化対策の加速をすべき重要な時期といたしております。また、気候危機の認識及び脱炭素化に向けた認識を各主体が共有するよう意識改革、行動喚起を促すことや、再生可能エネルギーの活用などにより単位当たりのＣＯ２が少なくなる選択を促進することについて記載しております。そしてまた、今般のコロナ危機、気候危機への双方の取組を推進し、持続的な経済成長とＣＯ２削減を両立させていくというグリーンリカバリーの観点が重要であるということについても記載しております。

　このような考え方を踏まえまして、その下に、２０３０年に向けて取り組む項目を①から⑦の７項目に整理しております。

　①のあらゆる主体の意識改革・行動喚起、あるいは③のＣＯ２排出の少ないエネルギーの利用促進など、①から⑥は緩和策、温室効果ガスを減らす取組でございます。それから、⑦は適応策、気温が上昇する中で、それによって生じるリスクを最小限に抑えるという対策でございます。それぞれの項目の中に具体的な取組例についても記載いたしております。

　第Ⅳ章、計画の目標設定及び対策の推進体制ということで、まず、計画の目標設定でございますが、全体の削減目標としては２０５０年の二酸化炭素排出量実質ゼロを見据えつつ、２０３０年に向けて対策による削減量を積み上げ、国の目標である２０１３年度比２６％削減を超える目標設定をすることが望ましいと考えております。また、削減目標に大きな影響を与えるエネルギー消費量や電気の排出係数を管理指標として設定し、取組実績の進捗状況を把握するための取組指標を設定することが望ましいとしております。

　最後に、２番、対策の推進体制でございます。毎年、地球温暖化対策部会において取組状況を点検・評価し、ホームページで公表すべきことや関係機関と連携、協働して緩和策と適応策の取組を両輪で推進すべきということを示してございます。また、２０２５年の万博開催による社会情勢の変化、国の計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すことが望ましいということも記載してございます。

　以上で説明を終わらせていただきます。

【辰巳砂会長】　　どうもありがとうございました。

　それでは、ただいまの御説明に対しまして御意見、御質問等をお願いいたします。　御質問、御意見はございませんか。どうぞ、八重樫委員。

【八重樫委員】　　府議会議員の八重樫でございます。

　今回、カーボンゼロを目指すということ、総理も先日の所信表明ではっきりと、国としても目指していくということをおっしゃられておりまして、既に各都道府県でも実質ゼロを目指すカーボンゼロシティーを宣言する都市があるわけですけれども、実際には、市町村合わせても、まだ１６９しかないと言われていまして、大阪府ではまだ３市しか宣言をしていません。宣言だけということではないのですが、まずは目指さないことには取組みもないと思いますので、大阪府の取組みの目標の中にカーボンゼロシティーを全ての市町村で目指していくということも取組の１つの方向性として大事だと思うのですが、この点について大阪府の考え方をお聞かせ願えればと思います。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　カーボンゼロシティー、全体では１６９あるものが大阪府では３市しかないということで、それを目指していくというところにつきまして、事務局からお願いできますでしょうか。

【長町エネルギー政策課長】　　エネルギー政策課、長町と申します。御質問、ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおり、ゼロカーボンシティーですが、現在、大阪府域の中で宣言されているところは３市となっています。ただ、各市町村でも、温暖化対策の実行計画の中で実質ゼロということを書き込むべく、今、検討を進められているというお話も複数市からお聞きしております。当方としましては、各市町村の中で、そういう計画の改定のタイミングに合わせてゼロカーボンの取組みにぜひ取り組んでいただけるように、これまでも働きかけはしっかりしてきておりますけれども、引き続き、各市町村への働きかけを進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【辰巳砂会長】　　八重樫委員、そういう形でよろしいでしょうか。

【八重樫委員】　　目標は、皆さん、共通していると思いますけれども、やはり万博を開催する大阪は他の都道府県よりも先に形として目指していくということを明確に実施していくことが必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　ほかに何か御意見、御質問ございますか。どうぞ。

【岸本委員】　　岸本でございます。

　大変丁寧な審議をされておられるなと思って感心して見ていたのですが、この中で１つ、概要版でいきますと、Ⅳの計画の目標設定及び対策の推進体制の中の管理指標というのが右の囲みで上から２つ目にありますけども、エネルギー消費量・ＧＤＰ当たりのエネルギー消費量、電気の排出係数ということで、それぞれ影響の非常に大きなものなので、指標としてはそうだろうなと私は思いつつ、特にこの中で気になるのは、電気の排出係数です。これは府が何か取り組んで改善できることなのでしょうか。おそらく、ほぼ電力会社の努力に依存するところであって、府でどうこうできないのではないかという気がしていて、これを管理指標にして、仮に未達成だった時にどうするのだろうという、実行上はなかなか難しいのではないかという印象を受けたのですが、この辺りはいかがでしょうか。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。では、部会長からお願いします。

【下田委員】　　最近、電力市場が自由化されて電力会社等が選べるようになってくる中で、やはり府民にＣＯ２排出量の少ない電力会社を選んでもらおうということもこれからの施策に入ってくるのかなというような議論をしまして、こういう指標を入れているところでございます。

【岸本委員】　　分かりました。ありがとうございました。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

　では、ほかに何か、さらに御意見ございますか。

　各委員から大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

　本答申案につきましてはおおむね了解いただいたと存じますので、修正の上、本案のとおり環境審議会の答申としてよろしいでしょうか。

（出席者賛同）

　特に御異論ないようですので、本案を審議会の答申とさせていただくことといたします。ありがとうございました。

　では、次に、審議事項４番の今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例の在り方の第１次答申案について御審議いただきます。本案は、生活環境保全条例検討部会において御審議いただいたものでございます。

　それでは、近藤部会長から御説明をお願いいたします。

【近藤委員】　　生活環境保全条例検討部会長の近藤でございます。大阪府生活環境保全等に関する条例の在り方について部会で審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

　まず、資料５－１を御覧ください。

　本件につきましては、令和元年１２月２３日に知事から諮問があり、令和２年２月２０日、８月２８日及び１０月８日に部会を開催して審議を行いました。審議の結果については部会報告として取りまとめましたので、内容について御説明いたします。部会報告は資料５にまとめておりますけれども、その概要、資料５－３について説明いたします。

　一番上段の審議経過を御覧ください。冒頭にも申し上げましたが、昨年１２月に大阪府から、今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例の在り方について諮問があり、現在、当部会及び水質部会において審議を行っているところでございます。検討スケジュールについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための府における事業見直しを受けて、令和３年度に結果を取りまとめることといたしましたが、令和２年６月の改正大気汚染防止法の公布により、早急に条例改正が必要な大気分野の石綿規制について、今年度に優先的に検討を実施し、第１次報告として取りまとめました。

　初めに、石綿について説明いたします。石綿とは天然にある繊維状の鉱物で、断熱材や耐火材等の様々な工業製品に使用されているものでございますが、石綿を吸引することで中皮腫や肺がん等が引き起こされることが分かり、現在は規制の対象となっております。

　次に、石綿が使用された建築物等の解体工事の規制の経過について説明させていただきます。左欄を御覧ください。

　平成７年に発生した阪神・淡路大震災での石綿飛散問題を契機に、平成８年に大気汚染防止法で綿状の建材である吹きつけ石綿、これはレベル１と区分されますが、その規制が開始されました。平成１７年にはクボタショックにより社会の石綿に対する関心が急激に高まったことを受け、翌年、平成１８年に法でフェルトやスポンジ状の建材である石綿含有断熱材等、これはレベル２と区分されますが、これが追加され、また、条例では法の規制対象外であるセメント等で固化された建材である石綿含有成形板、これはレベル３と区分されますが、その規制が開始されました。

　次に、現行の大気汚染防止法及び条例による石綿規制の概要についてですが、法では石綿の有無に関する事前調査の実施、作業基準の遵守、レベル１・レベル２建材除去作業の行政への事前届出が義務づけされています。条例では、法で規制対象外としているレベル３建材にも独自に作業基準を設け、使用面積１,０００平方メートル以上の除去作業については事前届出を義務づけております。さらに、敷地境界での大気濃度基準を設定し、一定規模以上の工事の濃度測定を義務づけております。

　次に、今回の改正大気汚染防止法の概要について御説明いたします。資料下段の左を御覧ください。

　今回の法改正では、規制対象となる建材として現行のレベル１・レベル２建材にレベル３建材を加え、全ての石綿含有建材を対象とすることとし、事前調査の実施や作業基準が定められています。ただし、レベル３建材の除去工事に関わる事前届出は不要とされています。その他、事前調査結果の行政への報告や著しい作業基準違反への直接罰等が規定されました。

　改正法の施行期日は、事前調査結果の報告など一部を除き、令和３年４月１日となっております。

　この法改正を踏まえた府独自の規制の在り方について右下の表にまとめましたので、説明させていただきます。

　まず、改正法の規制対象となる建材が拡大したことを受け、（１）条例で建材ごとに定めている石綿除去に係る作業基準についてと（２）行政への届出を要する対象建材及び面積要件について検討いたしました。

　作業基準については、条例では飛散防止幕の設置や排水処理など府独自の作業基準を規定しておりますが、住工が混在しているという府域の特性や石綿の飛散リスク低減の観点から、改正法、条例を比較し、府独自の作業基準は継続するなど、より安全確保につながる厳しい作業基準となるよう設定すべきといたしました。

　届出対象建材については、条例では樹脂等で被覆や固化されたものを除く石綿含有成形板について対象としておりますが、法で新たに規制される石綿を含有したいわゆるペンキ、仕上げ塗材やＰタイルと呼ばれる樹脂製床材からの石綿飛散の実態を踏まえ、全てのレベル３建材を届出義務の対象とすべきであるとしております。

　届出の面積要件としましては、現行条例では石綿含有成形板の使用面積が１,０００平方メートル以上の作業としております。改正法で全ての石綿含有建材が規制対象となったことを受け、作業基準ごとに規制を行うことを前提に、仕上げ塗材の使用面積が１,０００平方メートル以上の作業、もしくはその他成形板等の使用面積の合計が１,０００平方メートル以上の作業のいずれかに該当する場合に届出すべきであるといたしました。

　次に、（３）その他、（ア）の完了報告書についてですが、改正法では発注者への報告が義務づけられましたが、行政への提出義務は規定されませんでした。

　不適切な作業の防止については、改正法により新設される事前調査結果報告制度等により対応が可能であることから、完了報告書の行政への提出は義務化せず、必要に応じて求めることとし、工事前確認や工事中立入検査の対応に注力すべきであるといたしました。

　最後に、工事中の大気濃度測定義務について、条例では敷地境界基準を設定し、一定規模以上の工事に測定義務を課しておりますが、その見直しについては、今後の国や迅速測定装置の開発の動向を踏まえて検討すべきであり、当面、現行の規制を維持すべきであるといたしました。

　以上で大阪府生活環境の保全等に関する条例の在り方についての当部会での検討結果の報告を終わりにいたします。以上でございます。

【辰巳砂会長】　　どうもありがとうございました。

　ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ございますか。

　特に御質問、御意見はございませんか。

（出席者意見なし）

　それでは、御意見、御質問がないようですので、当答申案につきましてはおおむね了解をいただいたと考えます。

　修正の上、本案のとおり環境審議会の答申とするということでよろしいでしょうか。

（出席者賛同）

　ありがとうございます。それでは、本案を審議会の答申とさせていただきます。

　これで審議事項は終了しましたので、次に、報告事項に進みたいと思います。

　本日は、それぞれの部会で御審議、御決議いただきました報告事項が４件ございます。まずは報告事項１の温泉法に基づく温泉掘削等許可について、益田部会長から御報告をお願いいたします。

【益田会長代理】　　益田です。資料６を御覧ください。

　令和２年８月２１日に知事から諮問のありました温泉掘削の許認可に関する審議を行いました。資料６の裏面にございます１案件につき、掘削を許可して支障なしと答申いたしました。

　以上、御報告申し上げます。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございました。

　ただいまの御説明につきまして御質問ございましたらお願いいたします。

（出席者質問なし）

　ございませんようです。ありがとうございました。

　続きまして、報告事項２番の大阪２１世紀の新環境総合計画の点検評価結果（毎年度サイクル）について近藤部会長から御報告をお願いいたします。

【近藤委員】　　では、部会長である近藤から説明いたします。現行計画である大阪２１世紀の新環境総合計画の施策・事業の点検評価結果について、資料７を御覧ください。

　１の開催状況に記載のとおり、８月１１日に今年度第１回部会を開催しまして、示していますように３つの議題について審議いたしました。

　まず、毎年度のサイクルの点検・評価としては、別途、大阪府にて作成しております点検評価シートに基づきまして、年度ごとにそれぞれの事業で想定していた成果が得られたかどうかについて確認し、今後の改善に生かすＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行っております。今回は令和元年度の約７０の施策事業について点検・評価を行いました。また、これらに加えて、環境総合計画の柱である５つの分野について、年度ごとに、重点的に点検・評価を行う分野を順に設定しながら点検・評価を進めております。本年は、低炭素・省エネルギー社会の構築、全てのいのちが共生する社会の構築、魅力と活力ある快適な地域づくりの推進の３分野について重点的に点検・評価を行いました。

　確認した結果を２の点検評価結果の概要に示しておりますが、施策事業はおおむね順調に進んでいると評価いたしました。なお、評価を行う中で主立った指摘や意見についてはその下の表に示しているとおりでございます。今回の意見等を踏まえて、大阪府にて今後の施策への反映につなげていただくこととしております。

　主な意見を抜粋して御説明いたします。

　まず、表の一番上の部分ですが、地球温暖化対策に関する普及啓発についてです。コロナ禍を踏まえ、啓発手法についても検討が必要ではないかという意見があり、府では、今後、ウェブを活用した参加やシンポジウムの開催など新しい啓発手法について検討していくと回答を得ております。

　また、表の上から４つ目の景観についてです。これは、魅力と活力ある快適な地域づくりの推進の分野について重点的な点検・評価を行う中で、近年、府で進めている大阪の魅力ある景観を選定し、写真などで情報発信するプロジェクトである「ビュースポットおおさか」の成果を評価の項目に加えてはどうかという御意見がございました。これに対して、府としては、こういった取組やその他の取組についても確認し、評価項目の見直しを適宜図っていくとの回答を得ております。

　最後に、表の一番下を御覧ください。進捗評価の方法についてです。

　施策としてはおおむね想定どおり実施されていることは確認しておりますが、分野によっては計画が目指す目標の達成が難しいところもあり、今後の進行管理をどのようにしていくかという御意見もありました。現行計画は今年度が最終年度であり、今年度の結果も含めて来年度に最終の総合レビューを行いますので、その際に、府において現行計画の進行管理手法に関してよかった点や課題などを整理するとともに、今後の適切な進捗管理の在り方についても検討して、次期計画の進行管理に生かしていただくといった回答を得ております。

　いずれの回答も、部会としては適切に対応しているものと確認しています。

　以上、簡単でございますが、総合計画部会からの報告とさせていただきます。以上でございます。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございました。

　ただいまの御説明につきまして御質問等がございましたらお願いいたします。

（出席者質問なし）

　ございませんか。ありがとうございました。

　それでは、報告事項３は既に済んでおりますので、最後になりますけども、報告事項４の大阪ヒートアイランド対策推進計画の進捗状況について、下田部会長から御報告をお願いいたします。

【下田委員】　　温暖化対策部会部会長の下田でございます。

　本件につきましても、１０月２８日の部会でおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況について審議しておりますので、その結果を御報告させていただきます。資料の８を御覧ください。

　おおさかヒートアイランド対策推進計画では、２０１５年度から２０２５年度を計画期間といたしまして、目標１、住宅地域における夏の夜間の気温を下げることにより地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を２０００年より３割減らす、目標２、屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するという２点を挙げてございます。

　まず、目標１の進捗状況といたしまして、左側の下のグラフを御覧ください。図１でございますが、これが地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数ということですけれども、２０１８年は３２日でございまして、２０１７年の３０日よりも２日増加しておりますけれども、基準年である２０００年の３７日からは５日減少しておりまして、１.４割の削減となってございます。

　次に、（２）の計画に基づく取組の状況に示しております表１を御覧ください。夏の夜間の気温を下げる取組の状況といたしまして、人工排熱の低減、それから建物・地表面の高温化抑制、都市形態の改善という３つの項目に関して２０１９年に行いました主な取組を記載してございます。

　一例といたしまして人工排熱のところを御紹介いたしますと、この咲洲庁舎も含めて２事業９施設でＥＳＣＯ事業者を決定したとか、建築物の環境配慮の取組に関する規制、それから、おおさかストップ温暖化賞というのがございますけれども、その中に特別賞といたしまして“涼”デザイン建築賞を創設しまして、建築主の表彰を行ってございます。

　次に、右側の表２を御覧ください。

　こちらは適応への取組でございますが、２０１９年に実施された主な取組といたしまして、例えば２番目にございます、クールスポット等を巡りまして専門家から涼しさの解説等を行うクールスポットエンジョイウオークの開催、あるいは、下から２つ目でございますけれども、府立学校に対して、熱中症予防のための運動指針を改正して示した上で、暑さ指数計（ＷＢＧＴ計）を設置して体育活動等における熱中症予防に活用というような新たな取組も進めてございます。

　温暖化部会としての評価でございますが、資料８の一番上のところに〇で示したところですけれども、「おおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況については、地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数は基準年の２０００年から比べて５日減少しているが、前年度と比べて増加していることから、関連情報を解析しつつ今後の傾向を注視する必要がある。また、猛暑に対する夏の昼間の暑熱環境の改善に向けた取組も引き続き進めることが重要である」ということを確認してございます。

　温暖化対策部会からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございました。

　ただいまの御説明につきまして何か御質問はございますか。

（出席者質問なし）

　特にございませんようですので、どうもありがとうございました。

　それでは、４番、その他に移らせていただきます。

　私からの提案でございますけれども、それぞれの部会での決議事項が審議会の決議になるとされている事項につきまして本審議会で報告いただいているわけですけれども、法に基づく許可でありますとか補助事業の交付でございますとか、おおさか環境賞などの顕彰制度の選定など、部会で決議いただいた後で、順次、公表等されまして施策が実施されている事案などがございます。そういった事案につきましては、本審議会の会議の開催を待つことなく、随時、事務局から審議会委員の皆様にメール等で報告するということで審議会への報告として扱うことも可能とする運用としたいと考えておるわけですけれども、よろしいでしょうか。

（出席者賛同）

　特に御異議ないようですので、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

　それでは、ほかにその他事項ということで、全体を通して、委員の皆様から何かございますか。

（出席者発言なし）

　それでは、事務局から今後の予定などございましたらお願いします。

【司会（定課長補佐）】　　今後の審議会の今年度中の開催の予定でございますけども、次回、１月頃の想定と考えてございます。

　以上でございます。

【辰巳砂会長】　　ありがとうございます。

　次回は１月頃の想定ということですけれども、日程調整の上、御連絡させていただきたいと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

　以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆さん、長時間にわたりまして、議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

　それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【司会（定課長補佐）】　　ありがとうございました。

　本日予定しておりました議事は以上でございます。

　これで本日の審議会を終了とさせていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

──　了　──